

介護老人保健施設さんとも (介護予防)通所リハビリテーション重要事項説明書

1 通所リハビリテーションサービス提供の責任者・相談窓口

電話 04-2942-3202 (午前8時30分～午後5時まで)

担当 狐塚美幸(通所リハビリ主任)

大野智加、葭原裕、久保果蓮・中山さゆみ(支援相談員)

※ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 提供できるサービスの種類と地域

事業所名 介護老人保健施設さんとも 介護保険指定番号 [埼玉県 1152580033 号]

所在地 埼玉県所沢市中富1617

サービス提供地域 所沢市

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

3 当事業所の職員体制

管理者 納賀克彦(医師)

通所リハビリテーション責任者 狐塚美幸(理学療法士)

従事者 医師

管理者兼務

作業療法士 常勤：2名(専任1名、兼任1名)

理学療法士 常勤：2名(専任1名、兼任1名)、非常勤：1名(専任)

言語聴覚士 常勤：1名(兼任)

看護職 常勤：2名、非常勤：2名(常勤換算 3.5)

介護職 常勤：5名、非常勤：19名(常勤換算 12.1)

内訳

介護福祉士 常勤：5名、非常勤：6名(常勤換算 4.9)

実務者研修修了者 常勤：0名、非常勤：1名(常勤換算 0.9)

初任者研修修了者 常勤：0名、非常勤：4名(常勤換算 1.8)

介護職員 常勤：0名、非常勤：8名(常勤換算 4.4)

4 サービス提供体制

通所リハビリテーションの介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上でサービス提供に当たっております。

5 当事業所の設備の概要

定員	100名	相談室	1室
食堂兼機能訓練室	344.5㎡	診察室	1室
浴室	一般浴室 (有)	家族介護教室	1室
	特殊浴室 (有)	リハビリ機器	8種 12台

6 通所リハビリテーションの内容

利用日 月～土(但し、年末年始のみ休日指定)

利用時間 午前（ ８：３０ ） ～ 午後（ ５：００ ）
利用場所 住所 所沢市中富１６１７
施設（事業所）名 介護老人保健施設さんとおめ
利用可能施設 食堂兼機能訓練室
相談室
浴室（普通浴槽・特殊浴槽）
送迎車（ ９ ）台
サービス内容 通所リハビリテーション計画に沿って、送迎・食事の提供・入浴介助・機能訓練・その他必要なリハビリテーションなどを行います。

7 当事業所の通所リハビリテーション（デイケア）の特徴など

- ①このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- ②サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。もし分からないことがありましたら、いつでも担当職員にご遠慮なくご質問ください。
- ③サービスの提供にあたっては、常にあなたの病状、心身の状況及び置かれている環境を把握し、適切なサービスを提供するように致します。特に、認知症が認められる方については、必要に応じ、その症状に対応したサービスを提供できる体制を整えます。

8 通所リハビリテーション計画

- ①当事業所では、通所リハビリテーションサービスの提供にあたる医師などの従業者が、診療又は運動機能検査等をもとに、共同して心身の状況、御希望及びその置かれている環境にあわせて、リハビリテーションの目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した通所リハビリテーション計画を作成します。
- ②この通所リハビリテーション計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、それに沿って作成するものとします。

9 利用料 【お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです】

○地域単価 6級地（埼玉県所沢市） 1単位10,33円

（ア）基本料金

①介護保険適用の場合

別紙料金表をご参照ください。

②介護保険適用外の場合

介護保険認定を受けていない、認定更新していない等で、介護保険を適用することが出来ない介護報酬で規定されているサービス費については、1単位に上記地域単価を乗じた金額を申し受けます。

③介護報酬の規定に指定されていない費用については、介護保険適用・適用外を問わず、料金表に準じます。

④料金の変更に関しては、都度別紙にて概ね1か月前にお知らせいたします。

（イ）キャンセル料の取り扱い

利用予定日の前日（月曜日利用の場合は前週土曜日）の17時以降にキャンセル頂いた際には、予定され

ていたおやつを含めた食費(材料費を含む)全額のうち100%を徴収させていただきます。あらかじめご了承ください。

※介護保険適用時の場合でも、保険料の滞納などにより保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、いったん1日あたりの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を、後日市町村の介護保健担当窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

10 サービスの利用方法

①サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いします。

通所リハビリテーション計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

居宅介護サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

②サービス利用契約の終了

ア) 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合、サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書にてお申し出ください。

イ) 当事業所の都合でサービスを終了する場合、人員不足などやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

ウ) 以下の場合は、双方の通知がなくても自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が他の介護保健施設に入所、医療機関への長期入院した場合
- ・介護保険給付でサービスをうけていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・利用者が亡くなった場合

エ) 以下の場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・守秘義務に反した場合、
- ・利用者や家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・当事業所が閉鎖した場合

オ) 以下の場合、当事業所は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただくことができます。

- ・利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日間以内に支払われない場合
- ・利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合。
- ・利用者が入院又は病気などで、2ヶ月以上サービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。
- ・利用者や家族等が事業者やサービス従事者又は他の利用者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為や度重なる暴言・暴力を行った場合。

11 健康上の理由による中止

①風邪・病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。

②当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容の変更又は中止を行うことがあります。その場合、ご家族に連絡の上適切に対応します。

③ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医又は歯科医師に連絡をとるなど、必要な措置を講じます。

*サービスを中止した場合、同月内であればご希望の日に振り替えることができます。
ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承ください。

1 2 適切なサービス提供のために

事項	有 無	備考
男性介護職員の有無	有	
時間延長の可否	可	ご相談下さい。
従業員への研修の実施	有	年間教育計画に基づき実施しています。
サービスマニュアルの作成	有	

1 3 施設利用にあたっての留意事項

- ・共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をしていただきます。
- ・火気の取り扱いに注意していただきます。また、敷地内は全面禁煙です。
- ・けんか、口論、泥酔、中傷、そのほか他人の迷惑になる行為は慎んでいただきます。
- ・その他管理上必要な指示には従っていただきます。

1 4 容体急変時・事故発生時の対応について

- ・ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族に速やかに連絡いたします。容体により協力医療機関やその他救急医療機関等への受診を手配します。医療機関受診の際はご家族に協力頂く場合があります。
- ・事故による受傷が見られた際は、直ちに施設長が診察し適切な処置や治療を行ないます。また、ご家族に連絡するとともに、受傷の程度に応じて協力医療機関と連携を取り、速やかに対応いたします。休日や夜間など、施設長が不在の場合は、看護師の判断で、救急医療機関等の受診を手配します。なお、事故後は事故報告書を作成し、事故の原因究明、防止に努めます。また、ご利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 5 非常災害対策

①非常災害時の対応

火災発生時、地震発生時は、別途定める「介護老人保健施設さんとも防災マニュアル」にのっとり利用者の安全確保を最大の優先事項として対応します。

②防災設備

完備しております。

③防災訓練

別途定める「介護老人保健施設さんとも消防計画」にのっとり、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を実施します。

④消防計画等

所沢市東消防署への届出日 2017年5月29日

防火責任者 竹本 耕造

16 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関に受診時ご協力を頂いております。

埼玉西協同病院（内科、眼科）	所沢市中富 1865
圏央所沢病院(整形外科)	所沢市東狭山ヶ丘4-2692-1
原眼科医院	所沢市緑町4-6-3
林歯科医院	所沢市中新井3-17-7

17 相談・要望・苦情などの窓口

①通所リハビリテーションに関する相談、要望、苦情等は、通所リハビリテーション責任者、または下記窓口までお申し出ください。

サービス相談窓口

電話番号 04-2942-3202 担当 榎 佳子
(受付時間 月～土曜日 8:30～17:00)

②個人情報の開示、訂正、利用停止、削除及び苦情は下記窓口までお申し出下さい。

個人情報相談窓口

電話番号 04-2942-3202 担当 竹本 耕造
(受付時間 月～土曜日 8:30～17:00)

③その他

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

所沢市 介護保険課 電話 04-2998-9420
埼玉県国民健康保険連合会 電話 048-824-2561 (苦情相談窓口直通)

18 当法人の概要

名 称：医療生協さいたま生活協同組合

住 所：埼玉県川口市木曽呂1317

代表者：代表理事 増田 剛

電 話：048-294-6111

FAX：048-294-1490

医療機関・介護事業所数

病 院	〔 5ヶ所〕	訪問看護ステーション	〔14ヶ所〕
診療所	〔 8ヶ所〕	訪問介護ステーション	〔16ヶ所〕
歯科診療所	〔 4ヶ所〕	居宅介護支援事業者	〔17ヶ所〕
介護老人保健施設	〔 2ヶ所〕	地域包括支援センター	〔 4ヶ所〕
通所リハビリ	〔12ヶ所〕	訪問リハビリ	〔 5ヶ所〕
看護・小規模多機能型居宅介護施設		在宅介護支援センター	〔 2ヶ所〕
グループホーム	〔 5ヶ所〕	介護付有料老人ホーム	〔 1ヶ所〕

《2025年7月1日現在》
以上

2025年7月1日 改定